

熊本市時短協力緊急家賃支援金 よくあるご質問		
No	質問	回答
支援の対象者について		
1	家賃支援の対象者は？	次の①～④の全ての要件を満たす方が対象となります。 ① 熊本県による時短要請協力金（第3回：令和3年1月18日～2月7日実施分）の交付を受けている。 ② ①の交付を受けた店舗が、熊本市内に所在している。 ③ ①の交付を受けた店舗を、賃借にて営業している。 ④ 中小企業・小規模事業者である。
2	家賃支援の対象となる店舗は？	県の時間短縮要請を受け時間短縮営業を行った、飲食店等の店舗を賃貸して使用する建物・土地が対象となります。 ※土地については、対象となる店舗の敷地として利用しているものに限りです。
3	複数の店舗を経営している場合はすべて対象となるのか？	店舗ごとに支援を行います。例えば、3店舗の経営をされており、すべてが支援対象施設であれば3店舗分の支援を行います。ただし、1店舗あたりの支援額の上限は35万円（家賃上限）×1/2＝17.5万円となります。
4	複数店舗を経営していて、そのうち1店舗のみ時短した場合は対象となるのか？	実際に時間短縮営業を行った1店舗の家賃が対象となります。
5	住居兼店舗の賃料は支援対象となるか？	熊本県時短要請協力金の交付決定を受けた店舗であれば対象となります。 その場合、飲食店部分の家賃相当額を面積割合により算定し、対象とする家賃とします。
6	店舗は熊本市内にあるが、本社が熊本市外にある場合、支援対象となるのか？	本社が熊本市外であっても、熊本市内に店舗を賃借し営業を行っている店舗は対象となります。
7	店舗は熊本市外にあるが、本社が熊本市内にある場合、支援対象となるのか？	店舗が熊本市外であれば、本社が熊本市内にあっても対象にはなりません。
8	フランチャイズのオーナーは家賃支援の対象となるか？	オーナーが中小企業・小規模事業者であれば、対象となります。
9	国の家賃支援金やその他の支援金を受給していても申請可能か？	支給要件に該当すれば、熊本市の家賃支援金を重複して受給することができます。
10	賃借してる店舗を更に貸しているが、その場合でも支援を受けることができるか？	転貸（又貸し）を目的とした取引は支援対象外となります。 ※賃借人が借りている店舗の一部を第三者に転貸（又貸し）をした場合、転貸をせず自らが使用部分については、今回の支援の対象となります。
11	自己所有の店舗（持ち家）については対象となるか？	持ち家は支援対象外となります。

熊本市時短協力緊急家賃支援金 よくあるご質問		
No	質問	回答
対象経費について		
12	家賃支援の対象となる家賃は？	申請日の直近の家賃（1ヵ月分）が対象となります。 共益費や管理費・その他の費用（電気代・水道代 等）については対象外です。
13	借地の家賃は支援対象となるのか？	対象となる店舗の敷地として利用している土地代は対象となります。 ※店舗の駐車場として土地のみを賃借しているものについては対象外です。
14	売上連動で家賃が変わる、いわゆる変動家賃の対象となる家賃は？。	支援額の算定にあたっては、申請日の直近3ヵ月分として支払った家賃の平均額算定の基礎とします。売上連動で家賃が変わる場合は、直近3ヵ月分の家賃を確認できる書類の写しを添付してください。
15	新型コロナウイルスの影響により、既に貸主により家賃の減額がなされている場合の対象となる家賃は？	新型コロナウイルスの影響により、既に貸主により家賃の減額がなされている場合であっても、直近の家賃（1ヵ月分）を対象金額とします。
申請方法等について		
16	申請書類はいつから、どこでもらえますか？	熊本市ホームページからダウンロードしていただくか、1月28日より市役所本庁舎1階の総合案内及び、各区役所でも配布を予定しております。
17	申請に必要な書類の「④熊本県時短要請協力金（第3回：1月18日～2月7日実施分）の交付を受けたことがわかる書類の写し」とはどのようなものか。	熊本県の時短要請協力金（第3回：1月18日～2月7日実施分）の申請をしたのち、審査完了後に、熊本県から送付される交付の通知のことです。
18	申込方法は？	郵送にて申請に必要な書類一式を送付してください。 ※感染症拡大防止のため、窓口持参での受付は行いません。 送付先：〒860-8601 熊本市家賃支援金 事務局宛て
19	家賃支援金はいくらもらえるのか？	1ヵ月分の家賃（上限35万円）の1/2相当額、支援は1回のみとなります。 ※家賃が35万円を超える方も申請可能ですが、支援金は上限35万円の1/2で17.5万円となります。
20	家賃支援金はいつごろもらえるのか？	書類に不備等がなければ、申請書受理から概ね10日を見込んでいます。
その他		
21	税金の滞納をしていると支援を受けられないのか？	市税の滞納がある場合本支援金の受給はできません。 ただし、市税の滞納がある場合でも、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い徴収が猶予または分割納付の誓約が済んでいる場合は支援対象となります
22	申請者と、賃貸借契約書などの賃借人等の名義が異なる場合、どうすればよいか？	原則、申請者と賃貸借契約書の賃借人の名義が一致することとなりますが、名義が異なる場合は、賃貸借契約関係等を確認するために必要な書類（賃貸借契約書の写し、直近3ヵ月間の家賃の支払実績を証明する書類等）とあわせて、申請者と賃借人の関係を示す書類を提出してください。
23	政治団体・宗教団体は支援の対象となるのか？	政治活動及び宗教活動を行うための施設については対象となりません。